

第 3 回福崎町自治基本条例検討委員会（H24. 11. 29）での意見への対応方針

- 1 「町民の目線に立ち」という表現があるが、「目線」より「視点」という言葉のほうが町民に理解されやすいのではないかと。他に

【意見の内容】

・第 10 条第 2 項において、①「町民の目線に立ち」という表現があるが、「目線」より「視点」という言葉のほうが町民に理解されやすいのではないかと。説明中にも「視点」とある。②また、この条文を「職務の遂行に当たっては、町民の視点に立ち、町政業務に精通すべく不断の努力を行なうものとする」との案も検討いただきたい。

【対応方針】

- ① 「視点」とは物事を考えたりする立場、観点、眺める位置などの意味があります。どちらもよく似た意味を持っていますが、検討の結果、「目線」から「視点」と変更します。しかし、最近では「目線」という言葉も「視点」と同じ意味合いで使われることがあります。
- ② 条文の変更案については、検討の結果、「職務の遂行に当たっては、町民の視点に立ち、町政運営に携わるものとする」と変更することとします。※変更内容は第 3 項の内容を包括するものとなるのでそのままとします。また、職員は町政運営を補助するものなので、「携わる」と変更しません。

- 2 「職務に必要な能力の向上」を「職務遂行上必要な能力の向上」と変更するほうが説明の中とも整合が取れるのでは。

【意見の内容】

・第 10 条第 3 項においても「職務に必要な能力の向上」を「職務遂行上必要な能力の向上」と変更するほうが説明の中とも整合が取れると思う

【対応方針】

・「遂行」とは物事を成し遂げることという意味があります。法律中で「職務の遂行」などと使われ、目的がより明確になります。検討の結果、「職務に必要な能力の向上」を「職務遂行上必要な能力の向上」と変更することとします。※「職務」とはその人が担当している仕事、役目という意味があります。

- 3 町民にも義務を匂わす表現を盛り込んでほしいと思う。

【意見の内容】

・第 1 条中では議会と町長等には「責務」と重い表現であり、町民には「権利と役割」とある。町民にも義務を匂わす表現を盛り込んでほしいと思う。（第 6 条や説明中でも読み取れればと思うが。）

【対応方針】

・検討の結果、現状のままとします。「役割」とは役回りの割り当てを意味します。町民に対しての役割を明確にするために条項を設けています。町民に対して、「責務」と重く強要される感じをやわらげるために配慮したものです。

4 「事業又は活動を行うもの」とひらがなの「もの」としているが、定義なので「個人又は法人」と具体的に記載したほうがわかりやすい。

【意見の内容】

- ・ 第2条第1号の「事業又は活動を行うもの」とひらがなの「もの」としているが、定義なので「個人又は法人」と具体的に記載したほうがわかりやすいので検討いただきたい

【対応方針】

- ・ 検討の結果、そのままとします。ご指摘がありました、第2条第1号の「もの」については、説明中で説明するものとします。

5 「町政」「まちづくり」と出てくるが、区別をしておくほうがいいのではないかと思うので検討いただきたい。

【意見の内容】

- ・ 7 ページの「町政」と「まちづくり」という言葉が出てくるが、第6条の説明の1行目に「まちづくりを推進するために」の「まちづくり」を「町政」に置き換えても意味は通じる。以下「町政」「まちづくり」と出てくるが、ここで区別をしておくほうがいいのではないかと思うので検討いただきたい。

【対応方針】

- ・ 「町政」とは、地方公共団体が自治権に基づいて行う行政で、町が行うまちづくりをいいます。「まちづくり」とは、町が行うまちづくりのみならず、町民又は町民と町が協働で行うまちづくりを言います。ここでは住みよい地域社会をつくるために取り組む公共的活動という意味としています。

6 町民の生活なりまちづくりの根本となるような計画などを町の議決事項に加えていこうという主旨で進めている。そのようなことができる含みをこの条例に落としておいてもらわないと困る。

【意見の内容】

- ・ 全国的に議会の議決事項に自治体の基本的な計画を加えるということが進められている。福崎町でも議会基本条例の検討に入っているところであるが、基本構想だけでなく基本計画や都市計画マスタープランや福祉に関する基本的な計画などが議決対象となっていないので、町民の生活なりまちづくりの根本となるようなものを町の議決事項に加えていこうという主旨で進めている。そのようなことができる含みをこの条例に落としていただきたい。

【対応方針】

- ・ 地方自治法の改正により総合計画基本構想の策定義務が削除されたことが、自治基本条例を検討することになった理由の一つです。本町では、これからも総合的かつ計画的な行政運営を進推していく上で必要があると考えたので、同計画の策定根拠として本条例に規定していこうと考えています。他の計画等の議決事項の選定については、各委員会等でご検討いただきたいと思ひます。

7 (危機管理)の条文中に自助・共助・公助という文言を入れてはどうか。他

【意見の内容】

- ・ 第 14 条(危機管理)で、条文の中に自助・共助・公助という文言を入れてはどうか。また、説明中にある「自律(立)」を「自助」に変更してはどうか。

【対応方針】

- ・ 検討の結果、現状のままとします。この条例全体にかかる総則の第1条の説明では、自助・自律(立)・共助・公助が基本理念と説明されています。

8 住民が自発的に思いを持って活動してもらうように行政がサポートしていくというようなトレンドを基本条例に盛り込めればと思う。

【意見の内容】

- ・ 住民が自発的に思いを持って活動してもらうように行政がサポートしていくことがこれからのトレンドであり、それが直接民主制という形になると思う。そういうトレンドを基本条例に盛り込めればと思う。

【対応方針】

- ・ 条例(素々案)として第 25 条に町民活動への支援を規定し、協働の推進を図ります。また、様々なご意見を提案していただき、その中から条文化できるものがあれば検討していきたいと思えます。